

マイナンバーがはじまります。

事業者も準備が必要です。

国民一人ひとりが持つマイナンバーの開始に向けて、従業員などのマイナンバー管理の準備が必要になります。マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で必要になります。

マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤です。社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。

民間事業者にも制度の影響はあるの？

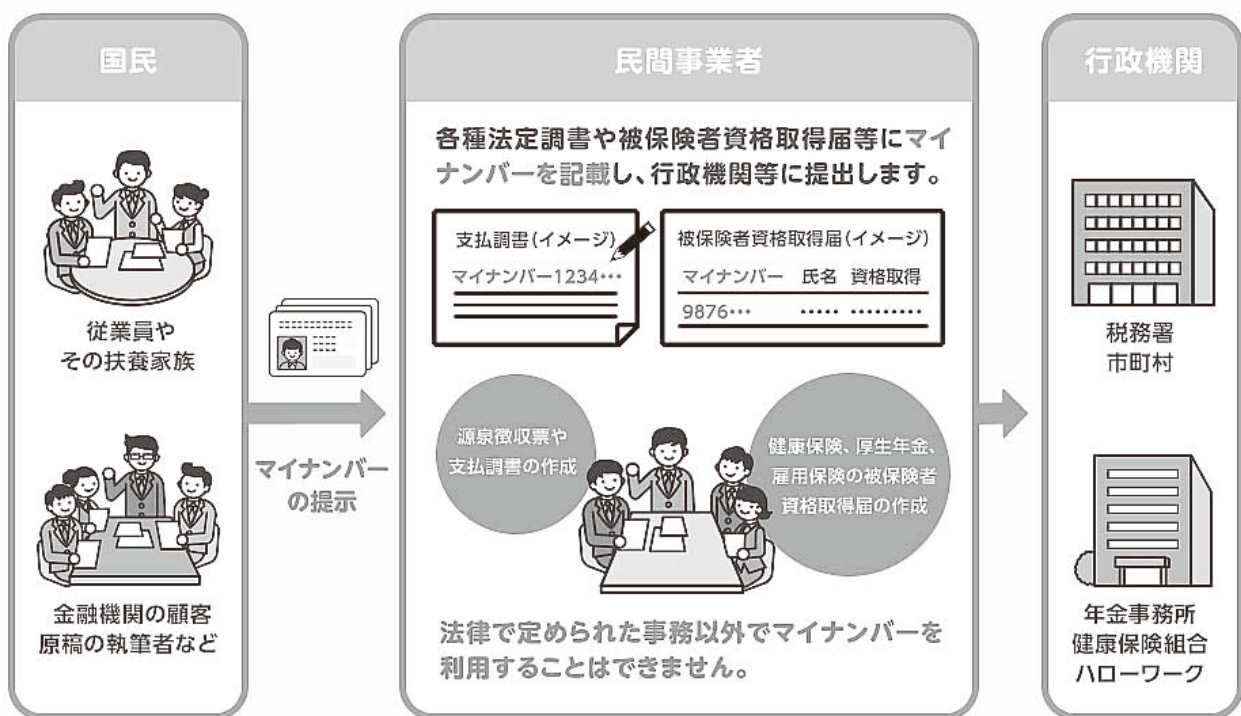
国民の一人ひとりにマイナンバーが割り当てられ、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で使用がはじまります。

それに伴い民間事業者も、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを取扱います。

どんな準備が必要なの？

まずは、対象業務を洗い出した上で、組織としての準備が必要です。

○マイナンバーを適正に扱うため



の社内規程づくり。

(基本方針、取扱規程の策定)

○マイナンバーに対応したシステム開発や改修。

(人事、給料、会計システム等への対応)

○特定個人情報安全管理措置の検討。

(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)

○社内研修・教育の実施

(特に総務・経理部門などマイナンバーを取扱う事務を行う従業員への周知徹底)

マイナンバーの取扱いの注意点は？

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にも特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いが求められます。マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

○マイナンバーの利用範囲

法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

○マイナンバーの提供の要求

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

○マイナンバーの提供の求めの制限、特定個人情報の提供や収集の制限

法律で限定的に明記された場合を除き、提供の求め、提供、収集をすることはなりません。

具体的なガイドラインはあるの？

マイナンバーの取扱いについて法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて解説したガイドラインを用意しています。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」など、特定個人情報保護委員会のサイトにて、確認ください。特定個人情報保護委員会ウェブサイト
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

「法人番号」とは何のこと？

法人には13桁の法人番号が指定され、マイナンバーとは異なり、

誰でも自由に利用可能です。

○法人番号の対象

国税庁長官は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人1つの法人番号を指定します。

※法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。

○法人番号の通知

平成27年10月から法人に法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。

※番号の通知は、登記上の所在地へ行われますので、所在地情報の変更手続きを行っていない場合、変更前の所在地に通知されてしまいますのでご注意ください。

○法人番号の公表

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。法人番号の詳細は、国税庁のサイトをご覧ください。

国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osisea/mynumberinfo/>

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。